

【議事録】 第 172 回大阪府内水面漁場管理委員会

1 開催日時	令和 6 年 3 月 14 日（月曜日） 午後 3 時 00 分～午後 3 時 30 分
2 場 所	大阪府咲洲庁舎 23 階 内水面漁場管理委員会会議室
3 出席委員	辻野 耕實、鶴田 哲也、坂口 俊博、 奥 一治、奥 正雄、橋本 俊哉、門口 康次
4 府関係者	山脇 敏広、井上 実、 平松 和也（生物多様性センター）（オンライン）
5 事務局	大道 斉、久保 佳洋、池田 栄太郎
6 議事事項	（１）「令和 6 年度あゆ増殖計画」 （２）「コイヘルペスウイルス病まん延防止のための委員会指示」
7 議事概要	
事務局 （大道書記長）	定刻となりましたので、ただ今から 171 回大阪府内水面漁場管理委員会の開催をお願いしたいと思います。 本日は、森下委員が欠席となっております。結果、委員 7 名に出席いただいておりますので、漁業法第 145 条第 1 項に基づき、本日の委員会が有効に成立していることをご報告いたします。 また、本日は、生物多様性センターから平松センター長にリモートでご参加いただいております。 池田水産課長については、恐縮ですが、別の公務で不在にしています。 さて、本日の議題は、お手元の次第にありますように、 ・「令和 6 年度あゆ増殖計画」 ・「コイヘルペスウイルス病まん延防止のための委員会指示」 の 2 件でございます。 それでは、辻野会長、議事の進行、よろしくお願いします。
辻野会長	只今から、第 172 回大阪府内水面漁場管理委員会を開催いたします。 議事に入ります前に、議事録署名人を、大阪府内水面漁場管理委員会規程第 6 条の規定に基づき、私から指名させていただきます。 議事録署名人につきましては、 奥 一治委員と、門口委員にお願いします。 それでは、議事に入ります。 議題 1、「令和 6 年度あゆ増殖計画」について審議したいと思います。 まず、水産課から、目標増殖量の考え方や実績等について説明をいただき、その後事務局から「令和 6 年度あゆ増殖目標（案）」について、説

	明をお願いします。
水産課 (井上主査)	大阪府水産課企画・豊かな海づくり推進グループの井上です。座って説明させていただきます。 水産課からは、あゆ目標増殖量の概要、令和5年度の増殖の実績、河川の状況等について説明します。 お配りしました資料は、参考資料1-1から1-4までございます。 それでは、参考資料1-1「あゆ増殖目標について（概要）」を使いまして、その他後ろの参考資料も併せて見ていただきながら、順番にご説明させていただきます。 まず、1 概要の（1）関係法令等ですが、記載している漁業法、水産庁長官からの技術的助言「海区漁場計画の作成等について」に基づいて、本事務を実施しているところです。 続きまして、（2）ですが、内水面の第5種共同漁業を免許するにあたっては、漁業法第168条の規定によりまして、当該内水面が水産動植物の増殖に適しており、かつ、当該漁業の免許を受けた者が当該内水面において水産動植物の増殖をする場合でなければ、免許してはならない、と規定されています。 続きまして、（3）ですが、免許時の増殖指針について、参考資料1-2①と1-2②の2種類をお配りしています。 1-2①は平成30年9月の免許更新に併せて策定したもので、令和5年度の目標増殖量については、これを元に数値を決めており、その実績について、この後ご説明します。 1-2②は、今年度ご審議いただきました、令和5年9月の漁業権更新に併せて策定したもので、来年度の目標増殖量については、こちらを元に数値を考えていただくことになります。 概要の資料に戻っていただきまして、（3）の2ポツ目ですが、増殖基準量は、参考資料1-2③でお配りしている考え方に基づいて、算出しています。こちらの資料のあゆの部分をご覧いただきまして、各漁業権河川の川床構造を考慮し、その河川に生息できるあゆの量を増殖基準量としています。 続きまして、概要の資料に戻っていただきまして、（4）毎年度の目標増殖量について、水産庁長官からの技術的助言に基づき、漁業権免許後は、漁業権者が計画的に資源の拡大的増殖を行うよう、委員会

が、毎年その年度の目標増殖量等を各漁業権者に示し、かつ、委員会名でこの目標増殖量等をインターネット等で一括公示することとなっています。

委員会が毎年目標増殖量等を決定するに当たっては、漁場環境の変化、天然再生産等、技術的な調査、専門家の意見、過去の実績及び漁業権者の経済的負担能力等を十分勘案し、適正なものとするよう考慮することになっています。

続きまして、令和5年度のあゆ漁業の実績を説明しますので、参考資料1－3をご覧ください。各漁業権河川における目標増殖量とその実績、あわせて、河川利用者数と遊漁券発行状況は令和4年度と令和5年度の結果を記載しています。

能勢町漁協は、目標増殖量 30kg に対し、実績は 80kg で目標を達成しました。河川利用者数は 300 人で、遊漁券発行数は 183 枚でした。

東能勢漁協は、目標増殖量 40kg に対し、実績は 40kg で目標を達成しました。河川利用者数は、あゆのつかみ取り 132 人、遊漁券の発行数は0でした。

止々呂美漁協は、目標増殖量 60kg に対し、実績は 60kg で目標を達成しました。河川利用者数は、あゆのつかみ取りの参加者が 401 人で、遊漁券の発行数は0枚でした。

安威川上流漁協は、目標増殖量 60 kgに対して、実績は 75kg で、目標を達成しました。河川利用者数は、つかみどりの参加者が 600 人でした。遊漁券の発行数は0枚でした。

芥川漁協は、目標増殖量 130kg に対して、実績は0 kg でした。河川利用者数及び遊漁券の発行数も0となっています。この理由として組合からは、水温上昇によりあゆの生育ができる状況でなかったためと聞いています。来年度は6月に放流を実施する予定と聞いています。

増殖は漁業法に基づく漁業権者の義務となっていることから、来年度は達成に向けて指導をしていきたいと考えています。

続きまして、参考資料1－4「河川の状況等について」説明します。

能勢町漁協では、河川流量、水質共に普通とのこと。ダム湖からの天然種苗の遡上時期に雨量が多く、一昨年並みの遡上量でした。コケの発生が悪くあゆは全体的に小ぶりでした。あゆの友釣り区間で豪雨による土砂の流入があり、漁場環境が悪化する傾向にありました。

カワウによる食害が多くあります。見回りと花火による追い払いを実施しました。

天然遡上のあゆが多く入川者が多かったため、新型コロナウイルス感染症による影響に関しては、特にありませんでした。

東能勢漁協では、河川流量は普通で、水質は良かったとのことです。

カワウによる被害は、特にありませんでした。

新型コロナウイルス感染症による影響については、河川の人口密度が高くなるように、放流量は、新型コロナウイルス感染症の拡大前の放流量比で半分に抑えけるとともに、参加者の定員も減員しました。

来年度、放流量、参加者定員の設定については、新型コロナウイルス感染症の動向等を見極めて検討するとのことでした。

止々呂美漁協では、河川流量は少ないものの、水質はかなり良かったとのことです。鳥類による被害への懸念、河床のコケの生育不良により、友釣りの営業は実施しませんでした。

カワウによる被害があり、見回りと花火・爆竹による追い払いを実施しました。

新型コロナウイルス感染症によるものか不明だが、利用者数は減少しました。

安威川上流漁協では、河川流量は少なく、水質は悪かったとのことでした。水質悪化により、河床のコケの生育不良のため、釣りの営業は休止しました。安威川ダム完成でダム湖の水質管理の観点から、多くの注目が集まることにより、水質が改善することを期待しています。

ダム完成で漁業制限区域が段階的に縮小するため、漁業活動の活性化を期待しています。

カワウによる被害はありませんでした。

また、新型コロナウイルス感染症による影響もありませんでした。

芥川漁協では、河川流量は少なく、河川水質はやや悪かったとのことでした。

過去に例がない程の水不足に加え、猛暑による河川の水温上昇により、水深・水温ともにアユが成育できる状態ではなく、本年度のアユの放流については、見送りました。

2024 年度のアユの放流計画については、6 月から実施予定です。

河川整備として一級河川（芥川）河床低下対策工事を実施、「千原

	橋」の工事完了に続き「田中条橋下流」においても同工事の実施を予定しています。工事予定期間は、令和5年12月初旬～令和6年5月31日です。 カワウ・サギによる被害がありました。釣り人がいる時間帯でも鳥類が滞在し、マスを捕食している。見回りと追い払いを実施しました。 あゆについては、新型コロナウイルス感染症拡大以降、放流を実施していないため、影響はありません。 水産課からの説明は以上です。
事務局 (久保書記)	委員会の久保でございます。 ただ今の水産課の説明を受けまして、令和6年度のあゆ漁業権漁場の目標増殖量案について、委員会資料をもとに説明させていただきます。 資料1をご覧ください。 令和6年度の増殖目標は資料にあるとおり、 能勢町漁業協同組合は70kg、東能勢漁業協同組合は50kg、止々呂美漁業協同組合は60kg、安威川上流漁業協同組合は100kg、芥川漁業協同組合は110kgという目標を設定させていただきたいと思います。 ご審議よろしくお願いします。
辻野会長	ありがとうございました。 ただいまの説明について、何かご意見、ご質問はございますでしょうか。
各委員	【意見、質問なし】
辻野会長	特にご質問等が無いようですので、「令和6年度あゆ増殖計画」については、原案のとおり了承することよろしいでしょうか。
各委員	【異議なし】
辻野会長	ありがとうございます。 それでは、事務局から提案のあった増殖目標を承認することとし、決定した増殖目標の公表の手続きを事務局でお願いします。

	それでは、引き続き、議題2として、本委員会で毎年発出している「コイヘルペスウイルス病まん延防止のための委員会指示」について審議したいと思います。 水産課から説明をお願いします。
水産課 (井上主査)	水産課企画・豊かな海づくり推進グループの井上です。 議題について、説明をさせていただきます。 資料2-1をご覧ください。 今回、ご審議いただく内容は、コイヘルペスウイルス病まん延防止のための委員会指示について、となっております。 委員会指示の発動は、漁業法第120条第1項及び第171条第4項の規定によるもので、本資料の別紙に、漁業法の抜粋を載せております。 委員会指示の趣旨を説明しますと、「持続的養殖生産確保法」の規定により、養殖場においては、コイヘルペスウイルス病のまん延防止のための、移動制限の命令等が担保されているものの、天然水域での移動制限については、カバーされていないため、本委員会指示において、その担保を図るものです。 本趣旨での委員会指示の発動について、ご審議いただくにあたりまして、コイヘルペスウイルス病の概要や発生状況について、説明させていただきます。 資料2-2をご覧ください。 コイヘルペスウイルス病は、「持続的養殖生産確保法」で定める特定疾病に指定されています。特定疾病とは、養殖水産動植物の伝染性疾病であって、まん延した場合に重大な損害が発生する恐れがあるものです。 「持続的養殖生産確保法施行規則」では、特定疾病として、24の疾病が掲げられており、コイヘルペスウイルス病は、そのうちの1つとなっています。 コイヘルペスウイルス病は、コイのみに感染して大量へい死を引き起こすウイルス病であり、日本では平成15年に、茨城県の霞ヶ浦の養殖場において、初めて陽性が確認されました。 この疾病の特徴としては、コイのみに感染し、他の魚には感染しない点です。また、ヒトにも感染するなどの影響はありません。 水温が16～28℃で発生し、特に23℃で死亡率が高く、その死亡率は70～100%に達します。一方水温が29℃以上や13℃以下では死亡しません。

	臨床症状としては、体表の退色や赤色化、眼球陥没、鱗の部分欠損、鰓（エラ）組織の壊死などがあります。現在、有効な治療法は確立されていません。 大阪府内での発生状況について、資料２－３でご説明します。 表のうち、色付けしています令和５年の全国での陽性件数ですが、最新のデータでは１４件となっております。 平成１５年の、国内初の発生事例以降、大阪府でも、表のとおり、コイヘルペスウイルス病の陽性が確認されています。 ここ数年では、疑わしい事例はあるものの、陽性は確認されていません。 令和５年については、和泉市の個人宅で疑わしい事例があったものの、陰性でありました。 全国的にみると、令和３年は２件と、ピーク時と比べると近年は減少傾向にありましたが、令和４年は１３件、令和５年は１４件と、発生は今なお続いています。 ピーク時から陽性数が大きく減少しているのは、行政による移動制限措置等の防疫対策によると考えられますが、既発生水域のコイについては、病気に対する免疫を持ち発症が抑制されていることも、要因として考えられます。仮に、淀川といった既発生水域から、ウイルスが未侵入の水域に、キャリアのコイが持ち込まれた場合、大量死が発生する恐れがあることから、今後も予断を許さない状況に変わりはありません。 続いて、資料２－４をごらんください。 本日の審議については、平成１５年１１月に発出された、この水産庁からの本通知に基づき、本委員会でご審議していただき、委員会指示として、平成１６年以降、毎年発動していただいているものです。 これまで説明したとおり、コイヘルペスウイルス病のまん延防止を図る上で、委員会指示による、まん延防止対策が今後必要であると考えています。 令和６年４月１日以降も、コイヘルペスウイルス病の蔓延防止のための委員会指示の発動をお願いしたいと考えております。 説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
辻野会長	ありがとうございます。 ただ今の説明について、何かご意見、ご質問はございますでしょうか。

各委員	【意見・質問なし】
辻野会長	特に意見等ないようですので、これまでどおり引き続いて委員会指示を行うということでよろしいでしょうか。
各委員	【異議なし】
辻野会長	それでは、事務局の方から指示案文を読み上げていただきます。
事務局 (大道書記長)	【指示案文の読み上げ】
辻野会長	今読み上げていただいた案文で、委員会指示を発出するということがよろしいでしょうか。
各委員	【異議なし】
辻野会長	異議がないようですので、この案文で、委員会指示を出すことに決定します。事務局の方で公報登載の手続きをお願いします。 全ての議題を終えましたが、他に、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。
各委員	【意見・質問なし】
辻野会長	事務局から何かありますでしょうか。
事務局 (大道書記長)	次回の開催日については、後日、日程調整をさせていただきます。
辻野会長	ありがとうございます。 本日の委員会の議事等は、これですべて終了しました。 これをもって本日の委員会を閉会させていただきます。 本日はお疲れ様でした。